

独立行政法人科学技術振興機構

(平成20年度 年度計画)

平成20年4月1日

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(前文)	1
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	1
【全体的事項】	1
【個別事項】	3
1. 新技術の創出に資する研究	3
(1) 戦略的な基礎研究の推進	3
(2) 社会技術研究開発の推進・成果展開	5
(3) 革新的技術開発研究の推進	7
(4) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進	7
(5) 研究開発戦略の立案	9
2. 新技術の企業化開発	10
(1) 産学の共同研究によるイノベーションの創出	10
(2) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進	12
(3) 技術移転活動の支援	17
(4) 地域イノベーションの創出	19
3. 科学技術情報の流通促進	27
(1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進	27
(2) 技術者の継続的な能力開発の支援	28
(3) 研究者の流動性向上に資する情報の提供	29
(4) バイオインフォマティクスの推進	30
(5) 科学技術論文の発信、流通の促進	31
(6) 科学技術に関する文献情報の提供	32
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	33
(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進	33
(2) 政府開発援助と連携した国際共同研究の推進	34
(3) 海外情報の収集及び外国人宿舍の運営	35

(4) 地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進	36
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	37
(1) 科学技術に関する学習の支援	37
(2) 科学技術コミュニケーションの促進	45
(3) 日本科学未来館の整備・運営	47
6. その他行政等のために必要な業務	48
(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進	48
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	48
1. 組織の編成及び運営	48
2. 事業費及び一般管理費の効率化	48
3. 人件費の抑制	49
4. 業務・システムの最適化による業務の効率化	49
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	50
IV 短期借入金の限度額	50
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	50
VI 剰余金の使途	50
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	50
1. 施設及び設備に関する計画	50
2. 人事に関する計画	50
(1) 方針	50
(2) 人件費に係る指標	51
3. 中期目標期間を超える債務負担	51
4. 積立金の使途	51

(前文)

独立行政法人通則法第三十一条第一項により、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の平成20年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

- イ. 内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、次年度の新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。
 - ロ. 機構の事業内容及び成果について継続的・体系的に把握し、事業運営に適切に反映させるとともに、可能な限り定量的に国民に分かりやすい形で報道発表やホームページ・ポータルサイト、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する。また、国内外科学技術政策、研究開発動向等の科学技術に関する情報を、専門家のみならず、広く一般国民の視点に立ち、分かりやすく取りまとめ、提供する。また、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表を引き続き行う。
 - ハ. 機構の各事業において、外部有識者・専門家により事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、事業運営全般について外部有識者の参画を得て、前年度の業務実績に対する自己評価を実施する。評価結果は事業運営等に適切に反映させ、機構におけるPDCAサイクルを実施する。評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、国民への説明を積極的に行う。さらに、外部有識者・専門家からの助言や機構が提供するサービスのユーザー等の多様な関与者との対話等をもとに事業運営の改善を進める。
- ニ. 総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する関係府省で構築する研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口を含む研究機関等に対する監査体制の確立や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受

給並びに研究上の不正の防止対策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、間接経費の拡充、研究現場を調査し研究費の執行状況を把握する体制の整備、研究資金の効率的・弾力的運用等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。

ホ. 各事業の実施に当たっては、わが国全体として最大限の成果が上がることを目的として、他の資金配分機関との連携による大学等の成果展示会の開催、地域における科学技術関連機関との情報交換等、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

へ. 機構の国際戦略に基づき、機構業務の国際展開を積極的に推進する。

ト. 女性研究者の活躍促進を図るため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を推進する。また、課題評価等の機構業務の実施に当たっては、女性研究者のみならず、若手研究者、外国人研究者等多様な人材の活用を図る。

チ. 事業の推進に当たっては、本計画で定めている数値目標の達成が目的化して各々の事業の趣旨が忘れられることのないように留意する。特に、イノベーションの創出に資する研究成果を得る等を目標とする事業については、既存の技術体系を打破するような知識を創出することにより新たな価値を産み出していくという機構が果たすべき役割を十分に踏まえて推進する。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

(1) 戦略的な基礎研究の推進

i. 研究領域の設定及び研究課題の選考

- イ. 機構は、文部科学省から通知を受けた戦略目標については、原則として、研究領域及びその研究領域の研究総括を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、次年度第1四半期に公募が可能となるよう適切な時期までに決定する。なお研究総括自ら研究を実施する場合の研究領域とその研究総括については概ね年内を目処に決定する。研究領域についてはイノベーション創出に資する領域を、研究総括については指導力、洞察力、研究実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。事前評価においては、必要に応じて海外の有識者・専門家の参画を図る。
- ロ. 今年度の新規研究課題の公募を行う平成18～19年度に発足した14研究領域及び今年度新規発足領域において、第1四半期に新規研究課題の募集を行う。募集に当たって、研究総括は研究課題の選考及び研究領域の運営に当たっての方針を募集要項において明らかにし、研究提案の公募を行う。研究領域の趣旨に合致し、独創的で大きなインパクトが期待できる研究提案であるかという視点から研究総括及び領域アドバイザーが事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行った後、採択課題を決定する。
- ハ. 機構は、研究領域の特色を活かした領域運営形態を構築するとともに、新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、事業実施説明会の開催、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

ii. 研究の推進

- イ. 機構は、継続66領域、542課題については年度当初より、また新規研究課題及び研究総括が自ら研究を実施する新規研究領域については年度後半から研究を実施する。その際、研究総括と研究者との間で密接な意思疎通を図り、研究総括のマネジメントの下、戦略目標の達成に向けて効果的に研究を推進し、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。その際、機構が選任する有識者による研究費使用状況等の調査に基づく所見を参考とする。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制

を整備する。また、研究費の執行を委託する研究機関に対し研究費の管理・監査体制の整備を求めるとともに、研究費の不正使用及び研究上の不正行為に対する応募制限等の措置について研究者等に周知し、不正防止に努める。さらに、機構が選任する有識者が研究費の使用状況等を調査する体制を整備するとともに、研究費の費目間流用や委託研究契約の複数年度契約による繰越等、研究進捗を踏まえた弾力的な予算執行を可能とするための措置を講じる。

- ニ. 機構は、研究活動の効果的推進と男女共同参画の取組の一環として、当該事業で実施する研究に参画しライフイベント（出産・育児・介護）に直面している研究者の支援を目的に、当該研究者の研究促進または負担軽減のための研究費支援等の取組を実施する。
- ホ. 機構は、事業推進に当たって、海外人材の活用、海外機関との協力、研究成果の国際発信等、国際化への取組みを進める。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、平成 17 年度または平成 18 年度採択の研究期間が 5 年以上の研究課題（50 課題）、及び平成 16 年度または平成 17 年度発足の研究期間が 5 年以上の研究課題を含む研究領域（9 領域）について、外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。また、今年度に終了する研究課題（109 課題）及び研究領域（11 領域）について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、研究領域の評価結果については、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、研究終了後 5 年程度経過した 15 研究領域の研究課題を対象に、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ. 評価結果については、報告書として取り纏め次第、速やかにホームページ等を活用し、公表する。
- ニ. 機構は、論文被引用回数、国際的な科学賞の受賞数、招待講演数等の定量的指標を活用し、本事業における研究が国際的に高い水準にあることを検証し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ホ. 機構は、イノベーションの創出に資すると期待できる研究成果について、機構の技術移転制度等を積極的に活用して展開を促進し、前年度に終了した 19 研究領域を対象に、成果の発展・展開を目指す他制度での採択、民間企業との共同研究の実施、得られたソフトウェア・データベ

ースの利用等の成果の展開が行われたかを調査し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、インターネット、メールマガジン、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、研究者に対する事業実施説明会をはじめとする関係の会議等を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

(2) 社会技術研究開発の推進・成果展開

i. 研究開発領域の設定及び研究開発課題の選考

- イ. 機構は、社会技術研究開発に係る動向調査及び新規研究開発領域の事前調査等を行うとともに、社会における関与者ネットワークを構築し、来年度以降の新規研究開発領域の設定に向けて、社会が抱える具体的な問題に関する調査・分析を行う。
- ロ. 機構は、前年度中に実施した関与者を交えたワークショップ等における検討、並びに、新規研究開発領域及び領域総括の事前評価を踏まえ、新規研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。
- ハ. 領域総括は、研究開発領域の運営及び研究開発課題の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、研究開発領域の趣旨に合致し、現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれる提案であるかという視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ii. 研究開発の推進

- イ. 継続課題 27 課題については年度当初より研究開発を実施し、うち終了課題 7 課題については年度末で終了する。また、新規課題については、年度後半より研究開発を実施する。計画型研究開発 1 テーマは、年度当初より研究開発を推進し、年度末で終了する。いずれも、領域総括のマネジメントの下、領域の研究開発目標達成に向けて効果的・効率的に研究開発を推進し、課題実施者自ら研究開発成果の社会への活用・展開を図る。

- ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
 - ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。
- iii. 評価と評価結果の反映・活用
- イ． 機構は、平成 19 年度に終了した平成 16 年度採択課題 10 課題、及び計画型研究開発 1 テーマについて、現実社会の問題解決に資する十分な成果が得られたかとの視点から外部有識者・専門家の参画による事後評価結果をとりまとめ、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
 - ロ． 機構は、平成 16 年度に終了した平成 13 年度採択研究開発課題の追跡調査を実施する。また、平成 17 年度に終了した平成 14 年度採択研究開発課題及び平成 13 年度開始計画型研究開発の追跡調査に着手する。
- iv. 成果の公表・発信・活用
- イ． 機構は、研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、主催する社会技術フォーラムや領域シンポジウム、ホームページなどを通して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
 - ロ． 機構は、関与者ネットワークの活用などを通して、研究開発成果の社会への活用及び展開を図る。
 - ハ． 機構は、課題実施者自らも、社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。
- v. 社会技術研究開発の成果の活用・展開
- イ． 機構は、国等（公的研究開発資金）による、現実の社会問題を解決するための研究開発により創出された成果を活用・展開して、社会における具体的な問題を解決する取組みとして、支援する対象を公募する。
 - ロ． 機構は、現実の社会問題の解決に資するかという視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、支援する取組みの事前評価を行う。
 - ハ． 機構は、各取組みにおいて設定した社会問題の解決が図れるよう、効果的に支援を行う。

(3) 革新的技術開発研究の推進

i. 研究の推進

- イ. 機構は、公募により選定した民間企業の有する革新性の高い独創的なシーズである継続課題 18 課題については年度当初から効果的な研究を推進する。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、外部有識者・専門家による進捗状況の確認、指導・助言を活用して、安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連する技術への育成に向けて、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 機構は、研究費が有効かつ効率的に使用されるよう、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、前年度に終了した研究開発課題 24 課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を、技術開発目標の達成度、企業化につながる可能性、新産業及び新事業創出の期待度の視点で第 2 四半期に実施し、中期計画の目標値と比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、平成 17 年度に終了した研究開発課題 4 課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために、前年度(第 4 四半期)に整備した評価体制の下、追跡評価を実施し、中期計画の目標値と比較検証を行い、事業の検証を行う。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、研究内容、研究成果、特許出願状況、研究終了後の市場投入に向けた状況及び、社会・経済への波及効果について把握し、知的財産権の保護に配慮しつつ、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

(4) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

i. 開発課題の選考

- イ. 機構は、「計測分析機器の性能を飛躍的に向上させることが期待される開発課題」、「先端計測分析機器及びその周辺システムの開発課題」、及び「プロトタイプ機の性能の実証、並びに高度化・最適化するための応

用開発における開発課題」に関して公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、挑戦的な開発課題の採択を目指し事前評価を行い、採択課題を決定する。また、開発が終了した優れた課題を確実に事業化に結びつけるために、次の段階の課題採択のための事前評価を随時行い、採択課題を決定する。選考に当たっては開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行い、採択課題を決定する。また、次年度の新規開発課題に関して、文部科学省が特定し、通知を受けた開発領域及び選考に当たっての方針を公募要領上明らかにし、公募を行う。

- ロ． 機構は、採択した開発課題について、開発実施計画の策定、事業実施説明会の開催、委託契約の締結等を行い、速やかに開発に着手できるよう措置する。

ii． 開発の推進

- イ． 機構は、前年度からの継続 57 課題及び新規採択課題について開発を推進する。その際、開発総括のマネジメントの下、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進し、その成果に基づく戦略的な知的財産の形成に努める。
- ロ． 機構は、開発費が有効に使用されるよう、開発の進捗及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費配分を行う。
- ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、開発費の不正使用及び不正受給並びに開発上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 機構は、今年度中間評価を実施するとあらかじめ定められた 17 課題について、外部有識者・専門家による中間評価を実施し、評価結果を、優れた課題への絞り込み、開発のその後の資金配分、事業の運営に反映させる。
- ロ． 機構は、開発期間が終了した機器開発、要素技術開発の 25 課題について、開発成果の達成状況等を検証するため、外部有識者・専門家により課題の事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ． 機構は、中間評価及び事後評価の結果について、報告書として取り纏め、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、本事業の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容、開発成果を把握するとともに、開発成果について報道発表、インターネットホームページ、公開シンポジウム、分析機器展示会等を活用して、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、チーム内の開発会議や事業実施説明会等において、開発実施者に対して自らも社会に向けて開発内容やその成果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

(5) 研究開発戦略の立案

i. 研究開発戦略の立案と活用

- イ. 研究開発戦略センターは、研究者等へのインタビュー等により、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行う。特に海外の動向等については、専門チームを新たに設置し、調査・分析を行う。
- ロ. 研究開発戦略センターは、科学技術未来戦略ワークショップ等を開催し、研究者、技術者、政策担当者を始めとする広範な関係者の参加を得て、今後の研究開発の方向性に関する意見の形成と集約を図る。これらを踏まえて、今後わが国にとって必要となる研究開発領域、研究開発課題及び研究開発システムについて戦略プロポーザル等としてとりまとめ提案する。また、これらの成果をもとに戦略的創造研究推進事業において重点的に推進すべき研究開発領域等について文部科学省に提案を行う。
- ハ. 中国総合研究センターは、日中科学技術協力を促進するため重要科学技術政策や研究開発動向について研究会等を開催する等により調査・分析を行う。また、国内外関連機関と連携し、中国における重要性の高い刊行物等について10万件規模のデータベースを整備し、提供する。
- ニ. 研究開発戦略センター及び中国総合研究センターは、機構が重点的に推進すべき研究開発領域等の企画・立案に活用されるよう、関連部署に得られた成果を提供する。機構は、これらの成果を、戦略的創造研究推進事業や戦略的国際科学技術協力推進事業等において重点的に推進すべき研究開発領域等の企画・立案に活用する。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 研究開発戦略センターは、前年度に行った評価の結果を事業の運営に

反映させるとともに、提案した研究開発領域、研究開発課題及び研究開発システムの妥当性、検討過程の合理性並びに情報発信の妥当性の効果的な評価手法について検討する。

- ロ．中国総合研究センターは、アドバイザー委員会において、調査・分析及び情報発信の妥当性について助言を得、その結果を事業の運営に反映させる。

iii．成果の公表・発信

- イ．研究開発戦略センターは、戦略プロポーザル、科学技術未来戦略ワークショップ等の報告書や情報を政府関係機関等に提供するとともに、ホームページを活用し発信する。
- ロ．中国総合研究センターは、調査・分析結果等をホームページやメールマガジンを活用し外部に発信するとともに、わが国の科学技術政策等の情報を中国向けホームページにて中国語で発信する。
- ハ．研究開発戦略センターは、自らが行った提案の活用状況を把握し、ホームページを活用して情報発信する。

2．新技術の企業化開発

(1) 産学の共同研究によるイノベーションの創出

①産学で育成すべきシーズの顕在化

i．シーズ候補を見出す機会の提供

- イ．機構は、大学及び公的研究機関（以下「大学等」という。）に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出す機会を提供するため、大学等と協力した企業向けの研究発表会を随時開催する。

ii．研究開発課題の選考

- イ．機構は、産学で育成すべきシーズを顕在化させる目的で産と学が共同で提案する研究開発課題（顕在化ステージ課題）について、年度前半に3回の公募を行い、のべ半年以上の公募期間を設定する。
- ロ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な研究開発課題について、課題の独創性、産学共同での研究体制の妥当性、イノベーションの創出等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行った後、速やかに110課題程度を採択する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該研究開発課題を速やかに研究開

発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

iii. 研究開発の推進

- イ. 機構は、継続 109 課題については年度当初より、新規課題については採択後速やかに研究開発を推進する。その際、採択の時期にかかわらず 1 年間の研究開発期間が確保されるように配慮する。また、プログラムオフィサーのマネジメントの下、シーズの顕在化に向けて効果的に研究開発を推進し、その成果に基づく知的財産の形成に努める。今年度新規課題については、第 3 四半期までに研究開発を開始する。また継続課題 109 課題については第 3 四半期までに終了する。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗を把握し、効果的・効率的に研究開発を推進する。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、前年度に採択した研究開発課題 115 課題について、年度内に研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、育成ステージに応募した課題を把握することにより中期計画の目標値と比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、研究開発の内容、研究成果の発表状況や特許の出願状況について把握し、知的財産権の保護に配慮しつつ、インターネット等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、論文発表、報道発表等を通じて研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

②産学のマッチングファンド形式によるシーズの育成

i. 研究開発課題の選考

- イ. 機構は、産学のマッチングファンド形式により顕在化したシーズを発展させる研究開発課題（育成ステージ課題）について、前年度採択の顕在化ステージ課題も応募できるよう配慮し、年度前半の適切な時期に課題公募を行う。

- ロ． 機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な研究開発課題について、課題の独創性、産学共同での研究体制の妥当性、イノベーション創出等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理的な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行った後、第3四半期までに8課題程度を採択する。
- ハ． 機構は、研究開発課題選考後速やかに研究開発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

ii． 研究開発の推進

- イ． 機構は、継続19課題については年度当初より、新規課題については採択後速やかに研究開発を推進する。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、顕在化したシーズの育成に向けて、産学のマッチングファンド形式で効果的に研究開発を推進し、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるよう、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 今年度は研究開発中で終了課題がないため事後評価は実施されないが、中期計画の目標値に対して、研究開発の進捗状況から達成見込みに関する状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iv． 成果の公表・発信

- イ． 機構は、論文発表、報道発表等を通じて研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

(2) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進

①大学発ベンチャー創出の推進

i． 研究開発課題の選考

- イ． 機構は、大学等の研究開発成果に基づきベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発課題について次年度課題分を第4四半期に公募する。

- ロ． 機構は、今年度課題の新規採択に向けて、前年度末から今年度当初に応募のあった挑戦的な研究開発課題について、研究開発計画の妥当性、事業計画の妥当性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、透明性と公平性を確保した事前評価を年度前半に行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行った後、15 件程度の新規課題を採択する。
 - ハ． 機構は、事前評価結果を受けて、当該課題を速やかに研究開発に着手できるように、研究環境の整備を行う。
- ii． 研究開発の推進
- イ． 機構は、継続課題 36 課題については年度当初から、新規課題については第 2 四半期から研究開発を推進する。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、大学発ベンチャー創出推進に向けて効果的に研究開発を推進し、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
 - ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
 - ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。
- iii． 評価と評価結果の反映
- イ． 機構は、前年度に終了した研究開発課題 28 課題について、研究開発計画の達成度、事業計画の妥当性等の視点から外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を年度前半に実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
 - ロ． 機構は、平成 15 年度以降に採択された課題のうち、研究開発期間終了後 1 年以上を経過した 24 課題を対象に、起業に至る課題の割合を調査し中期目標値と比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- iv． 成果の公表・発信
- イ． 機構は、研究内容、研究成果、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、報道発表、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
 - ロ． 機構は、論文発表、報道発表等を通じて研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

②研究開発型中堅・中小企業の新技術構想の具現化

i. 研究開発課題の選考

- イ. 機構は、大学等の研究開発成果に基づいた研究開発型中堅・中小企業の有する新技術構想を具現化するための研究開発課題について次年度課題分を第4四半期に公募する。
- ロ. 機構は、今年度課題の新規採択に向けて、前年度に応募のあった挑戦的な研究開発課題について、研究開発課題の新規性、新産業創出の効果、研究開発課題の目標の妥当性等の視点から、外部有識者・専門家の参画による研究開発課題の事前評価を年度当初に行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するため関係府省との情報交換を行った後、10課題程度を採択する。
- ハ. 機構は、事前評価結果を受けて、当該課題の研究開発が速やかに着手されるよう、研究開発環境の整備を行う。

ii. 研究開発の推進

- イ. 機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、大学等の研究開発成果に基づいた研究開発型中堅・中小企業の有する構想の具現化に向けて効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、前年度に終了した研究開発課題8課題及び前年度実施研究開発課題のうち研究開発期間を1年間としたことにより今年度6月に終了する研究開発課題6課題について、課題の目標の達成度、知的財産権の取得、企業化につながる可能性、新産業及び新事業創出の期待度等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を第2四半期に実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、前年度時点で終了後3年が経過した課題を中心に、達成すべき成果の状況について前年度（第4四半期）に整備した評価体制の下追跡評価を実施し、中期計画の目標値と比較検証を行い、必要に応じて事

業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、研究開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況や企業化状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

③委託開発の推進

i. 開発課題の選考

- イ. 機構は、大学等の研究開発成果のうち、開発リスクが高く企業化が困難なものを企業等のポテンシャルを活用して企業化開発を推進するため、公募説明会等を広く行って、制度説明を十分に行うことで、潜在的な課題の応募を促すとともに、開発課題を公募する。
- ロ. 機構は、今年度の新規採択課題については、前年度及び今年度にかけて3回の募集を実施し、応募のあった挑戦的な開発課題について、課題の新規性、国民経済上の重要性、開発リスク、市場性等の視点から、プログラムオフィサー及びアドバイザーが事前評価を行い、新規課題（10～20課題程度）を採択する。開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するため、関係府省との情報交換を行う。また、事前評価を経て、企業化の可能性を見極める必要があるとプログラムオフィサーが判断した課題については、フィージビリティスタディー課題として採択する。次年度の課題募集については、第4四半期から実施する。
- ハ. 機構は、事前評価結果を受けて、当該開発課題における新技術の所有者及び開発実施企業と開発委託条件についての調整を行った後、速やかに開発に着手させる。

ii. 開発の推進

- イ. 機構は、継続63課題については年度当初から、新規課題については採択後速やかに開発を実施させる。終了予定の13課題については終了手続き又は必要に応じて延長等の手続きを行う。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、企業化開発の成功に向けて効果的に開発を推進させるとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 機構は、開発費が有効に使用されるように、開発の進捗状況及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費の執行を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、

研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、今年度に事後評価を行う課題（約8課題）について、開発着手時に設定した成功・不成功の技術的な認定基準に基づき、プログラムオフィサー及びアドバイザーが開発結果の事後評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。評価結果で開発が成功となった場合、開発実施企業から開発費の返済を求める。
- ロ. 開発期間が5年以上の開発課題で今年度に中間評価を行う課題（6課題）については、プログラムオフィサー及びアドバイザーが中間評価を行い、評価結果を開発実施計画及び事業の運営に反映させる。
- ハ. 機構は、平成9年度以降の開発終了課題製品化率について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iv. 開発成果の実施の促進

- イ. 機構は、開発が成功した開発課題について、開発実施企業へのヒアリングを行うなどして、成果実施状況を把握する。

v. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、開発が成功した開発課題の内容、成果及びその成果の展開状況（製品の販売状況）等の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、報道発表、インターネット、メールマガジン等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

④ベンチャー企業を活用した企業化開発の推進

i. 開発課題の選考

- イ. 機構は、大学等の研究開発成果について、研究開発型ベンチャー企業を活用して企業化開発を推進するため、公募説明会を広く行うなどして、開発課題を公募する。また、医薬分野のイノベーション創出を目指した創薬イノベーションプログラムについても、開発課題を公募する。
- ロ. 機構は、今年度の新規採択課題については、前年度より募集を実施し、応募のあった挑戦的な開発課題について、年度前半に、課題の新規性、国民経済上の重要性、イノベーションの創出の可能性等の視点から、プログラムオフィサー及びアドバイザーが事前評価を行い、新規課題（5

課題程度)を採択する。開発費の不合理的な重複や過度の集中を排除するよう留意する。開発費の不合理的な重複や過度の集中を排除するため、関係府省との情報交換を行う。また、次年度の募集については、第4四半期から実施する。

ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該開発課題における新技術の所有者及び開発実施企業と開発委託条件についての調整を行った後、速やかに開発に着手させる。

ii．開発の推進

イ．機構は、継続6課題については年度当初から、新規課題については、年度後半より開発を実施する。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、企業化開発の目標達成に向けて効果的に開発を推進させるとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

ロ．機構は、開発費が有効に使用されるように、開発の進捗状況及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費配分を行う。

ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii．評価と評価結果の反映・活用

イ．今年度は研究開発中で終了課題がないため事後評価は実施されないが、中期計画の目標値に対して、研究開発の進捗状況から達成見込みに関する状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

(3) 技術移転活動の支援

①特許化の支援

i．特許出願の支援

イ．機構は、海外特許出願を希望する大学等の申請発明に対し目利きを行い、外部有識者・専門家による審査を通じて、特に企業化の可能性が高く海外特許出願することがわが国の国益の確保に大きく貢献すると認められるものを選定し、その海外特許出願を支援する。特許の「質の向上」を図るため、引き続き制度利用者に対し申請前調査の充実、及び海外出願費用の一部負担を求める。

ロ．機構は、大学からの要請に応じて、特許の質の向上を図るため、大学等で行き届かない発明者への特許相談・発明評価（特許性の評価等）を行い、大学の知的財産本部等を支援する。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、海外特許出願支援制度において支援した発明が特許になった割合（特許化率）の調査、及び特許化支援事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、支援を行った特許の出願後の取得状況、実施許諾状況、共同研究状況等及びその社会・経済への波及効果について把握し、インターネット等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

②技術移転の促進

i. 企業ニーズとシーズのマッチング機会の創出

- イ. 機構は、大学等及び機構の研究開発成果について、研究開発成果展開を総合的に支援するデータベース等により、技術情報を随時更新して公開する。また、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズとシーズのマッチング機会を引き続き提供する。
- ロ. 機構は、大学や企業等からの技術移転に関する質問や相談に対応して、技術移転を促進させる。

ii. 技術移転のための人材育成業務の推進

- イ. 機構は、大学等における技術移転活動を担う人材に対し必要な研修を行って実践的能力向上を図るとともに、参加者の交流を通じた人的ネットワークの構築を支援する。

iii. 優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築

- イ. 機構は、戦略的創造研究推進事業等の各種研究開発事業の評価の場へ技術移転プランナーなどの目利き人材を参画させることや、目利き人材と各種事業の運営担当者を連携・協力させることにより、両者間に優れたシーズに関する情報を共有させる。
- ロ. 機構は、各種研究開発事業において生み出された技術シーズを収集し、優れた課題については、外部有識者を含む目利き人材が、特許性、技術性、市場性等の関連調査を行い、企業化に向けて不足している情報（追加データ、特許等の取得必要性、他分野への応用の可能性、条件等）を示す評価分析を実施する。また、研究開発実施者及び各種事業の運営担

当者に対して、評価分析結果の提示及びそれに基づく助言等を行う。

iv. 研究開発成果のあっせん・実施許諾の推進

イ. 機構は、目利き人材や企業等とのネットワークを活用しつつ、大学等及び機構の研究開発成果の企業化に取り組む企業を探索し、研究開発成果のあっせん・実施許諾に着実に結びつける。

v. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 機構は、あっせん・実施許諾の件数、事業支援対象者のアンケート調査について、中期計画上の目標値と比較などを行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

イ. 機構は、企業ニーズとシーズのマッチング、人材研修、優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築、研究開発成果のあっせん・実施許諾の実施状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、個別企業情報の取扱い等に配慮しつつ、インターネットや展示会等を活用して、わかりやすく社会に向かって情報発信する。

(4) 地域イノベーションの創出

①JST イノベーションプラザ・JST イノベーションサテライトを活用した地域における産学官連携の推進

i. 事業の推進

イ. 機構は、地域イノベーション創出のための環境を整備するため、JST イノベーションプラザ及び JST イノベーションサテライト（以下「プラザ・サテライト」という。）を活用し、育成研究等により地域の大学等の独創的研究成果を企業化に向けて育成するとともに、地域の大学等のシーズと地域企業のニーズのマッチングによるコーディネート活動を通じて地域における産学官連携を推進する。

ロ. 機構は、中期運営方針に基づく今年度の事業計画を年度当初に策定し、当該事業計画の達成に向けて、館長のリーダーシップの下、必要に応じて外部有識者・専門家の意見を踏まえて、事業を推進する。また、機構は事業の進捗状況を把握し、人員の配置や予算の再配分等に反映させることにより、事業を効率的に推進する。

ハ. 機構は、プラザ・サテライトに科学技術コーディネータを配置し、技術動向調査等を通じて地域の大学、企業等における研究ニーズ、シーズ

を探索するとともに、シーズの応用可能性を探る実用化検討につなげるほか、大学等の独創的な研究者を中心とした研究会、セミナーをプラザ・サテライトにおいて開催し、コーディネート活動を推進する。コーディネート活動の推進に当たっては、他の制度におけるコーディネート活動従事者との連携を図る。

- ニ. 機構は、プラザ・サテライトに、機構各事業のパンフレット、パネル等の展示を行うとともに、科学技術コーディネータの活動を通じ、事業紹介を図る。また、機構及び文部科学省の地域における拠点として、国等の関連施策紹介を随時行うほか、機構の他事業と連携して理解増進活動等を実施する。
- ホ. 産学官連携に係わる者を支援するため、産学官連携ポータルサイト、産学官連携ジャーナル及び産学官連携支援データベースについて、利用者の意見の収集を行い、利便性の向上、内容の充実、運用の効率化に努め、効果的な情報発信を行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、プラザ・サテライト毎に、今年度の年度計画の達成状況及び活動の成果を年度事業報告書としてとりまとめ、外部有識者・専門家から構成される評価委員会で、年度事業計画の達成状況、成果等の視点から年度事業評価を年度末に実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、プラザ・サテライト毎に次年度事業計画に反映させるとともに、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、プラザ・サテライトでの事業の内容、成果、社会・経済への波及効果を把握し、ホームページ等を活用して、わかりやすく発信する。

②シーズ発掘試験

i. 研究開発課題の公募及び選定

- イ. 機構は、コーディネータ等が発掘した大学等の研究シーズの企業化を促し、コーディネータ等の活動を支援するため、コーディネータ等と大学等の研究者の連名での提案による、企業化可能性を検証するために研究開発を必要とする課題を前年度に公募する。
- ロ. 機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、新規性及び優位性、目標設定の妥当性、研究実施計画の妥当性等の視点から今年度採択する研究開発課題の事前評価を第1四半期に行

い発掘型として 1,250 件程度、発展型として 36 件程度採択する。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、課題採択後速やかに研究に着手できるように努める。

ii．研究開発の推進

イ．機構は、コーディネータ等による企業化の視点からの助言、情報提供などのサポートを受けつつ、効果的に企業化可能性を検証するための研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。

ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

ニ．機構は、前年度に終了した課題について、研究成果を企業化に向けた共同研究等につなげるために研究者及びコーディネータに対し、コーディネータ間で情報交換できるような機会等を提供するとともに、研究成果と企業ニーズとのマッチングを促すための活動等を実施する。

iii．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、前年度に終了した研究開発課題 1,250 件について、研究実施計画の達成度、企業化及び知的財産権確保の期待度等の視点から事後評価を実施し、中期計画上の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、平成 18 年度に終了した研究開発課題について研究成果の展開状況を調査し、その結果をもとに外部有識者による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ハ．上記イ・ロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iv．成果の公表・発信

イ．機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況及び研究成果の展開状況について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

③地域ニーズ即応型

i. 課題の公募及び選定

- イ. 機構は、地域の公設試験研究機関等と協力して、地域企業のニーズと全国の大学等のシーズをマッチングさせ、地域企業の抱えるニーズに即応した産学官共同による研究開発を必要とする課題を公募する。
- ロ. 機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業ニーズとシーズのマッチングの妥当性、課題解決の可能性、地域への波及効果、研究実施計画の妥当性等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。その際、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ. 機構は、年度後半から研究が開始できるように、選考後速やかに研究開発の実施体制の構築に努める。

ii. 研究開発の推進

- イ. 機構は、新規課題については年度後半から研究開発を推進する。その際、各館長（プログラムオフィサー）のマネジメントの下、科学技術コーディネータ、外部有識者・専門家の意見等を踏まえて、研究開発を効率的に推進する。また、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、研究開発体制の見直しや柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 今年度は、事業開始年度であり、終了課題がないため事後評価は実施されないが、中期計画の事後評価での目標値に対する達成見込みに関する状況を把握し、次年度計画に反映させるとともに、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ、成果報告会等を活用して、わ

かりやすく社会に向けて情報発信する。

- ロ． 機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

④育成研究

i． 課題の公募及び選定

- イ． 機構は、地域の大学等の研究成果を企業化に向けて育成し社会に還元するため、企業化に向けた地域の産学官共同による研究開発について、原則年度末までに次年度開始課題を公募し、採択する。採択に当たっては、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、新規性及び優位性、研究実施計画の妥当性等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。その際、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ロ． 機構は、次年度当初から研究が開始できるように、選考後速やかに研究開発の実施体制の構築に努める。

ii． 研究開発の推進

- イ． 機構は、前年度までに採択した 110 課題については年度当初から研究開発を推進する。その際、各館長（プログラムオフィサー）のマネジメントの下、必要に応じて外部有識者・専門家の意見を踏まえて、科学技術コーディネータが企業化等の視点からの助言、情報提供等の支援を行い、研究開発を効率的に推進する。また、その成果に基づく知的財産の形成に努める。なお、今年度新規に採択する課題については次年度から研究開発を推進すべく、速やかに研究開発の実施体制の構築に努める。
- ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、研究開発体制の見直しや柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 機構は、研究実施計画の達成度、企業化の期待度、知的財産権の確保等の視点から平成 20 年度に終了する研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

- ロ． 機構は、平成 17 年度に終了した研究開発課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ． 機構は、研究終了後も研究成果を企業化に向けた研究開発につなげるために、科学技術コーディネータにより助言、情報提供を行い、また、研究成果を企業ニーズとのマッチングさせる活動等を行う。
- ニ． 上記イ・ロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ． 機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ、成果報告会等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ． 機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

⑤研究開発資源活用型

i. 課題の公募及び選定

- イ． 機構は、地域において育成研究等の実施により蓄積された研究成果、人材、研究設備等の研究開発資源を活用し、地域にとって必要な新技術・新産業の創出が期待できる地域の産学官共同による企業化に向けた研究開発を必要とする課題を年度当初に公募する。
- ロ． 機構は、プログラムオフィサーが外部有識者・専門家（プラザ・サテライトの館長を含む）の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業化の可能性、課題の新規性及び優位性、計画の妥当性、地域への波及効果等の視点から研究開発課題の事前評価を行い、4 件程度採択する。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ． 機構は、採択課題については年度の後半から研究開発が開始できるように、採択後速やかに研究開発の実施体制の構築に努める。

ii. 研究開発の推進

- イ． 機構は、継続 11 課題については年度当初から、新規課題については年度後半から研究開発を推進する。その際、プログラムオフィサーのマネジメントの下、プラザ・サテライトの館長や科学技術コーディネータ、

外部有識者・専門家の助言等を踏まえて、研究開発を効率的に推進する。
また、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

- ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、研究開発体制の見直しや柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 今年度は、研究開発中で終了課題がないため事後評価は実施されないが、中期計画の事後評価での目標値に対する達成見込みに関する状況を把握し、次年度計画に反映させるとともに、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ． 機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ、成果報告会等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ． 機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

⑥地域結集型研究開発プログラム

i. 課題（地域）の公募及び選定

- イ． 機構は、地域として企業化の必要性の高い分野の個別研究開発課題を企業化し、地域における新技術・新産業の創出に資するため、大学等の技術シーズを基に技術の育成から企業化に向けた研究開発までを集中的に産学官共同で研究開発を推進することが必要な課題を実施する地域を、第1四半期に公募する。
- ロ． 機構は、プログラムオフィサー及び外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業化の可能性、課題の新規性及び優位性、計画の妥当性、地域への波及効果及び都道府県等の支援等の視点から研究開発を実施する地域の事前評価を年度前半に行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理的な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ． 機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究開発

に着手できるよう措置する。

ii. 研究開発の推進

- イ. 機構は、継続6課題については年度当初から、新規課題については第4四半期から研究開発を推進する。その際、企業化統括のマネジメントの下、大学、公的研究機関、研究開発型企业等を結集して集中的に産学官の共同研究開発を実施する。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、四半期毎に提出される業務報告書や、採択地域で開催される企業化促進会議、共同研究推進委員会等の機会を通じて、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。また、プラザ・サテライトの館長等が企業化促進会議等への参加を通じ、助言を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、平成18年度発足の2地域について、研究開発進捗状況及び今後の見通し、都道府県等の支援状況及び今後の見通し等の視点からプログラムオフィサー及び外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ロ. 今年度は研究開発中で終了課題がないため事後評価は実施されないが、中期計画の事後評価での目標値に対する達成見込みに関する状況を把握し、次年度計画に反映させるとともに、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ. 上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ、成果報告会等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

3. 科学技術情報の流通促進

(1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進科学技術情報の流通促進

i. 基本情報の整備・普及

イ. 基本情報の整備

(研究者、研究資源等の整備)

機構は、国内の大学、公的研究機関等の約 2,200 機関を対象とした調査を実施し、研究機関情報、研究者情報、研究資源情報を収集し、データベース（研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD））に整備する。その際、Web 入力機能の利用を促進するとともに、各機関の保有する研究者 DB 等の情報源を活用して、効率的に整備する。

(研究成果（文献書誌）の整備)

機構は、国内外の科学技術関係資料を収集し、掲載されている論文等の論文名、著者名、発行日等の書誌情報について 100 万件規模のデータベースを整備する。

(研究成果（特許）の整備)

機構は、研究成果の迅速な展開に資する特許等の研究成果情報 3,000 件を収集し、データベース（研究成果展開総合データベース（J-STORE））に整備する。その際、他機関の研究成果データの収録について、関係機関と協議するなど、効率的に整備を進める。

(知財情報活用支援辞書の整備)

機構は、特許情報と科学技術文献の統合検索等に有用な用語辞書と機関名辞書を、前者については機構所有の科学技術用語辞書と関連させつつ効率的に構築し、後者については引き続き整備する。

ロ. 機構は、上記イ. で整備した基本情報をインターネット上でサイエンスポータル等の総合的なポータルサイトも活用しつつ ReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）、J-STORE（研究成果展開総合データベース）等で提供するとともに、技術移転関係のフェア等へ出展すること等により、普及を図る。

ii. 連携活用システムの構築

イ. 機構は、平成 19 年度に行った検討を踏まえ、i で整備した研究者、研究成果、辞書等の基本情報を中核として機構内外の科学技術情報の横断的な利用を促進する「連携活用システム」の基本部分を構築し、公開を開始する。また、他機関との連携、基本情報間の関連付け精度向上等について平成 21 年度の実装を目指し、更なる検討を行う。

iii. 科学技術情報の流通基盤の整備

- イ. 機構は、わが国の科学技術情報の流通の円滑化を図るため、科学技術情報流通技術基準(SIST)の運用及び普及を行う。SISTの制定・見直しを行うための各種委員会等の開催及び説明会の開催、インターネット等を活用した情報提供を行う。
- ロ. 機構は、アジア・太平洋地域諸国と科学技術情報活動についての情報交換のためのワークショップを開催する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、外部有識者・専門家から成る委員会を開催し、事業評価の方法を定め、ReaDを試行的に評価する。
- ロ. 機構は、ReaDの試行的評価結果を踏まえ、各事業の評価方法を策定し、外部有識者・専門家から成る委員会において評価方法を審議・検討する。
- ハ. 機構は、本事業で提供する各サービス(ReaD、J-STORE)の利用件数(詳細情報の表示件数)について、中期計画上の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. 機構は、本事業で提供する各サービス(ReaD、J-STORE)の利用者、国際ワークショップの参加者、SIST説明会の参加者に対して満足度を図るアンケートを実施し、科学技術情報として有用であるとの回答の割合につき、中期計画上の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、データベースの利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

(2) 技術者の継続的な能力開発の支援

i. コンテンツ開発とデータベースの整備

- イ. 機構は、技術者等の科学技術に関する基礎知識の習得に資する観点での外部有識者・専門家の意見を踏まえ、教材コンテンツを42テーマ開発する。また、前年度までに開発したコンテンツ及び失敗事例データを維持・発信する。
- ロ. 機構は、企業・学協会・大学、高専等利用者団体のニーズに対応したサービスを提供するとともに、必要に応じてシステムを改良する。また、教材コンテンツと失敗事例データの相互連携による活用を図る。

ハ．機構は、サービスの利用を促進し技術者の能力開発の重要性等をアピールするため、展示・デモンストレーション等の普及活動を実施する。

ii．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、ReaD の試行的評価結果を踏まえ、各事業の評価方法を策定し、外部有識者・専門家から成る委員会において評価方法を審議・検討する。

ロ．機構は、教材コンテンツの利用件数に関して、年間の利用件数（レッスン受講回数）及び年間レッスン修了通知発行数の項目について、失敗知識データベースは、年間の利用件数（ページ閲覧回数）の項目について中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ．機構は、Web ラーニングプラザの年間団体利用数について中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iii．成果の公表・発信

イ．機構は、教材コンテンツの制作数、品質、利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

(3) 研究者の流動性向上に資する情報の提供

i．研究者の求人・求職に関する情報の提供

イ．機構は、研究人材の多様なキャリアパスの開拓及び能力・技術の有効活用のため、研究者等の求人・求職情報を提供するデータベースを整備・提供する。

ロ．機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

ii．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、ReaD の試行的評価結果を踏まえ、各事業の評価方法を策定し、外部有識者・専門家から成る委員会において評価方法を審議・検討する。

ロ．機構は、学協会等の協力を得て、研究コミュニティに対してアンケートを実施し、研究者の求人・求職に有用なサービスであるとの回答の割合について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ．機構は、サービスを利用した研究者にアンケートを実施し、本サービスが求職情報を得るために有用であるとの回答の割合について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映

させる。

- ニ. 機構は、本サービスの利用件数（詳細画面の表示件数）について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、計画の達成度、データベースの利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

(4) バイオインフォマティクスの推進

i. 事業の推進

- イ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省によるライフサイエンス分野のデータベース整備戦略を踏まえ、統括の指導のもと、外部有識者・専門家により構成される委員会を組織し事業運営に関しその助言を受けて、研究開発を推進する。
- ロ. 機構は、継続 22 課題について年度当初より研究開発を実施する。その際、統括のマネジメントの下、研究開発を効率的に推進する。
- ハ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ニ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正防止に向けた運営を行う。
- ホ. 生物多様性の全世界的な利用を目指す地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動に参画する。また、GBIF について、わが国の外部有識者・専門家による科学技術的見地からの調査及び審議を行うために設置する GBIF 技術専門委員会の運営を行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、平成 18 年度開始の研究期間が 5 年以上の研究開発課題（7 課題）について、外部有識者・専門家により構成される委員会による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。今年度に終了する研究開発課題（6 課題）について外部有識者・専門家より構成される委員会による事後評価を実施する。今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に向けて検討を行う。
- ロ. 機構は、追跡評価の実施に必要な研究開発課題の追跡調査を行う。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、研究開発成果であるデータベースやバイオインフォマティクス関連技術を提供し、さらに、関連する利用法や技術について説明会等を行い研究者や技術者を対象に情報発信する。また、研究開発内容、研究開発成果、発展状況、波及効果を把握し、インターネット等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

(5) 科学技術論文の発信、流通の促進

i. 学術論文の電子化・国際化

- イ. 機構は、わが国の学協会の電子ジャーナル出版を支援し、科学技術研究論文の国際流通を促進するために、論文の審査、編集、流通等を統合的に行うシステム（J-STAGE）を運用する。今年度は、年度末までに参加学協会誌数を700誌以上とすることを目指す。
- ロ. 機構は、国際情報発信力の強化と知的資産保存のため、特に重要な学協会誌について過去の紙媒体に遡って電子化して公開（電子アーカイブ）を行う。
- ハ. 機構は、国際的な研究論文流通形態の動向、学協会及び利用者の要望を反映してシステムの開発・改良を実施する。
- ニ. 機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、ReaDの試行的評価結果を踏まえ、各事業の評価方法を策定し、外部有識者・専門家から成る委員会において評価方法を審議・検討する。
- ロ. 機構は、J-STAGEと、他の電子ジャーナル、データベースとの引用文献リンク数について中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 機構は、登載論文の年間ダウンロード数について中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. 機構は、参加学協会に対し利用満足度についてアンケート調査を実施し、J-STAGEが国際情報発信力強化に役立っているという回答の割合について中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

イ. 機構は、J-STAGE の利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、これらの成果をわかりやすく社会に向けて情報発信する。

(6) 科学技術に関する文献情報の提供

i. 文献情報の整備・提供

イ. 機構は、科学技術情報の流通促進のため、文献データベース整備検討委員会の審議結果を踏まえた収録方針により、論文その他の科学技術文献情報を抄録等の形式で迅速に整備し、オンラインサービス、出版サービス、受託サービス等の文献情報提供サービスで着実に提供することにより、文献情報を効果的に発信する。

ロ. 機構は、文献情報提供サービスの利用者ニーズをヒアリング等により把握し、利用者ニーズに基づいた文献情報データベースの品質管理、新サービスの開発及び既存サービスの改善を行い、収益性を確保しつつサービスの向上に反映させる。

ハ. 機構は、大学を始めとした教育研究機関、公的研究機関、企業等に対し広報・販売促進活動等を行うとともに、料金制度・販売体制・業務管理システムの見直しを行い利用の拡大を図る。

ニ. 機構は、新たに策定した経営改善計画に基づき、利用者拡大による自己収入の増加を図るとともに、引き続き経費の削減に取り組むことにより、平成 21 年度までに単年度黒字化を達成することを目指し、一層の収益性改善に努める。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 機構は、ReaD の試行的評価結果を踏まえ、各事業の評価方法を策定し、外部有識者・専門家から成る委員会において評価方法を審議・検討する。

ロ. 機構は、文献情報提供サービスの利便性を向上させることにより、文献情報データベースの利用件数（収録記事の詳細表示件数及びダウンロード件数）について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ. 機構は、収益性の改善状況について、経営改善計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

イ. 機構は、科学技術文献情報の整備状況、文献情報提供サービスの利用状況を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進

i. 国際科学技術協力案件の選考

- イ. 機構は、政府間合意等に基づき文部科学省が特に重要なものとして前年度までに設定し協力を実施中の 10 ヶ国 11 分野において、今年度に新たに開始する共同研究、研究集会、シンポジウム、セミナー等の国際科学技術協力案件を選考する。その際機構は、国際科学技術協力案件の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、案件の事前評価を行う。選考に当たっては、研究費等の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ロ. 機構は、今年度に新規の協力を開始する国・地域・分野について、研究開発戦略の企画・立案機能を活用の上、文部科学省と連携し、検討する。
- ハ. 機構は、国際科学技術協力案件を選考する方針の検討あるいは国際科学技術協力活動の戦略的な推進に資するため、シンポジウム、セミナー等を開催するとともに、海外との工学における異分野交流を促進するシンポジウムを開催する。
- ニ. 機構は、速やかに国際科学技術協力案件を実施するため、協力相手機関の協力を得つつ、協力相手機関との調整や契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

ii. 国際科学技術協力案件の実施

- イ. 機構は、継続 79 案件については年度当初より、新規案件は採択後速やかに研究及び交流を実施する。研究及び交流の実施に当たっては、協力相手機関との協議や研究集会、シンポジウム、セミナー等の機会を通じ、研究交流の進捗の把握に努めるとともに、外部有識者・専門家の助言を得つつ、国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との関係強化に資する成果の達成に向けて効果的・効率的に研究及び交流を実施する。
- ロ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、平成 19 年度に終了した国際科学技術協力案件 32 件について、適切な事後評価の進め方について協力相手機関と協議の上、外部有識

者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、国際科学技術協力案件における研究交流の内容、成果及びその波及効果を把握し、報道発表、インターネット等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果についてシンポジウム等を通じて情報発信するよう促す。

(2) 政府開発援助と連携した国際共同研究の推進

i. 独立行政法人国際協力機構との連携

- イ. 機構は、国際共同研究領域の設定並びに国際共同研究課題の募集、選考、推進及び評価のために、独立行政法人国際協力機構と連携する。

ii. 国際共同研究領域の設定及び課題の選考

- イ. 機構は、地球規模課題の解決のために文部科学省が特に重要なものとして設定した分野において、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する研究領域を、公募が可能となるよう適切な時期までに決定する。
- ロ. 機構は、今年度新規発足領域において、国際共同研究課題の募集を行う。その際機構は、国際共同研究課題の選考に当たっての方針を募集要項において明らかにし、研究提案の公募を行う。選考に当たっては、研究領域の趣旨に合致し、開発途上国のニーズを踏まえた研究提案であるかという視点から、外部有識者・専門家の参画により事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意し、採択課題を決定する。
- ハ. 機構は、新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。
- ニ. 機構は、文部科学省及び独立行政法人国際協力機構と調整の上、次年度の新規研究課題の募集及び選考の計画を策定し、必要な場合は、次年度の新規研究課題の募集及び選考を、上記イ及びロと同様に、今年度中に開始する。

iii. 国際共同研究課題の推進

- イ. 機構は、新規研究課題については研究主幹（プログラムオフィサー）

のマネジメントの下、効果的に国際共同研究を推進する。

- ロ． 機構は、研究費が有効に使用されるように研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ． 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

iv． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 今年度は事業開始年度であり、終了課題がないため事後評価は実施されないが、機構は、研究の進捗状況を把握し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

v． 成果の公表・発信

- イ． 機構は、本事業における取り組みについて社会に向けて積極的に情報発信する。
- ロ． 機構は、研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ハ． 機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

(3) 海外情報の収集及び外国人宿舎の運営

i． 海外情報の収集・活用

- イ． 機構は、海外事務所等を拠点とし、海外の関係機関との連携等により、機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援を行う。
- ロ． 機構は、収集した情報を機構の業務に活用するとともに、インターネット等を通じて対外的な情報発信に努める。
- ハ． 機構は、ワシントン事務所について、独立行政法人日本学術振興会のワシントン研究連絡センターとの共同設置・運用に向けて必要な調整を行う。

ii． 外国人研究者宿舎の運営

- イ． 機構は、前年度に実施した一般競争入札を経て選定した委託先である外国人研究者宿舎運営業者が、契約に基づき、適切に宿舎を運営し各種

生活支援サービスを提供しているか常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、海外事務所による機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援について、外部有識者・専門家の参画により評価を実施し、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、外国人研究者宿舎の入居者へのアンケート調査結果及び入居率について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて比較検証した結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、外国人研究者宿舎の運営状況及びその波及効果について把握し、インターネット等を通じて、社会に向けて情報発信する。

(4) 地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進

i. 研究の推進

- イ. 機構は、継続6課題について、年度当初から研究開発を推進する。その際、事業総括のマネジメントの下、大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集して集中的に産学官の共同研究開発を実施する。
- ロ. 機構は、研究費が有効に使用されるように、四半期毎に提出される業務報告書や、採択地域で開催される研究交流促進会議、共同研究推進委員会等の機会を通じて、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ. 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、平成15年度発足（今年度終了）の4地域の研究開発課題について、プログラムオフィサー及び外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画上の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、平成12年度発足（平成17年度終了）の5地域の研究開発課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、

追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ハ．上記イ・ロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iii．成果の公表・発信

イ．機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ、成果報告会等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究者等自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

5．科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

①外部人材を活用した小学校における理科学習の充実

i．有用な外部人材の小学校への配置

イ．機構は地方自治体に対し、小学校における理科学習の充実を目的とし、有用な外部人材の発掘・育成にあたる人材の確保、及び理科学習の充実を図るための外部人材の配置に関する取組を年度当初を目途に委託し、体験的・問題解決的な理科授業を実施する。

ロ．機構は、事業の実施に際して、事業計画の協議・調整を各地方自治体の実情に応じて行い、理科学習の充実を図るための外部人材の提供先の開拓、事前研修等による養成、並びに概ね一学期中の外部人材の配置が適切に行われるよう措置する。

ハ．機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。

ii．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、事業関係者、児童、教員へアンケート調査などを行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、上記イのアンケート調査を行い、「授業内容に興味を持った」、「学習意欲が向上した、学習内容が理解できた」、「授業が充実した、指導力が向上した」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を

行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ. 今年度末までに行った上記イ・ロの評価結果について、次年度速やかにホームページ等を活用し、公表する。

ニ. 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

イ. 機構は、取組みの内容、児童の理科に関する興味・関心、学習意欲、学習内容の理解等の本事業の成果について、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。

ロ. 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。

②特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学（算数）学習の充実

i. 取組みの公募、選定、推進

イ. 機構は、大学、科学館等の外部機関のもつ資源を活用した科学技術、理科、数学（算数）学習の充実を図る取組みに関し、前年度第4四半期及び今年度第1四半期に公募し、今年度第2四半期までに体験的・問題解決的な内容を含む優れた取組みであるかとの観点から、外部有識者・専門家の参画による事前評価を行い、講座型学習活動800件程度、合宿型学習活動70件程度の取組みを選定し、支援する。また、次年度の取組みの公募については、今年度の第4四半期より実施する。

ロ. 機構は、教育関係者が多く参加するイベント等への参加や関係機関への働きかけを行うなど事業の周知を図る。

ハ. 機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。

ii. 調査・研究の推進

イ. 機構は、特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学（算数）に関する学習のモデルを構築するため、教育委員会や科学館、地域の学校等と共同で、地域それぞれの課題や問題点等を抽出するとともに、実情に応じた解決方法を探るための調査・研究を行う「理数大好きモデル地域」に関する取組みを年度当初より5地域において進める。

また、「理数大好きモデル地域」に関する調査・研究結果等を踏まえた科学技術関係人材への進路意識の醸成等に関する調査・研究を実施する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、事業関係者、児童・生徒へアンケート調査などを行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、「理数大好きモデル地域」の平成 19 年度終了 15 地域に関し、事後評価の準備を進め、第 1 四半期に外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、必要に応じて得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。
- ハ. 機構は、上記イのアンケート調査を行い、「当初計画していた目的を達成することができた」、「授業内容に興味をもった」、「学習意欲が向上した、学習内容が理解できた」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. 今年度末までに行った上記イ・ロの評価結果について、次年度速やかにホームページ等を活用し、公表する。
- ホ. 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、取組みの内容、児童・生徒の科学技術や理科、数学（算数）に関する興味・関心や学習意欲、学習内容の理解等を把握し、本事業の成果について、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。
- ロ. 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。

③先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実

a. スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援

i. 取組みの推進

- イ. 機構は、文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等 100 校程度や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を進め、指定校における先進的な科学技術や理科、数学学習の取組みに関する物品等の調達、謝金・旅費支払い、役務処理等の支援を円滑かつ迅

速に実施する。

- ロ． 機構は、指定校の活動の支援について、支援の満足度に関する調査等を行い、必要に応じて、円滑かつ迅速な支援が可能となるように支援方法に関する見直しを行う。
- ハ． 機構は、外部有識者・専門家による委員会や指定校教員等の協力を得ながら、指定校の取組みの立案や、実施への活用が期待される優れた取組みの収集を継続するとともに抽出・提供を開始し成果の普及を図る。さらにアンケート調査の結果を踏まえ、抽出・提供方法について検討を進める。
- ニ． 機構は、事業の成果や活動の発表、普及を図るため、全指定校が参加し、一般の人々も参加する生徒研究発表会等を開催する。また、開催した生徒研究発表会等に関するアンケート調査を行い、必要に応じて内容、運営等に関する改善を行う。

ii． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 機構は、事業関係者、教員、生徒等へアンケート調査などを行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、文部科学省と連携し、外部有識者・専門家の参画により評価を実施する。得られた結果は、以後の本事業の運営に反映させる。
- ロ． 機構は、上記イのアンケート調査を行い、「科学技術に関する興味・関心や学習意欲を向上させるための取組みを実践する上で有効な支援が得られた」、「機構が提供した優れた取組み事例が指定校の取組みの立案や実施に有効であった」、「科学技術に関する学習の意欲が向上した」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて本事業の運営に反映させる。

iii． 成果の公表・発信

- イ． 機構は、文部科学省と連携し、取組みの内容、生徒の科学技術や理科、数学に関する興味・関心や意欲・能力、卒業後の進路等の事業の成果について、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。

b． 国際科学技術コンテストへの参加支援

i． 国際科学技術コンテストへの支援の実施

- イ． 機構は、必要に応じて、児童・生徒を実績のある国際的な科学技術や理科、数学のコンテストへ参加させることを目的として、国内の関係コ

- ンテストを実施する機関の公募を第4四半期に行い、外部有識者・専門家の参画により、候補者の選考体制、能力伸長のための強化体制等の点について優れた実施体制を有しているかとの観点から、事前評価を行う。
- ロ． 機構は、前年度末までに選定された8コンテストの実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、国際コンテスト参加者の選抜にかかる国内大会の開催、選抜した児童・生徒への能力伸長のための強化研修及び国際コンテストへの参加に関する活動を支援する。また前年度末に選定された3コンテストの国際大会の日本開催に関し、実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、その開催に向けての活動を支援する。
 - ハ． 機構は、選定した実施機関や文部科学省と協力して、コンテストの横断的な広報活動、国際大会の国内招致・開催にかかる諸活動を行い、コンテスト実施機関の活動の活性化を図る。
 - ニ． 機構は、国際的な科学技術コンテスト参加者等の裾野の拡大等に貢献する為、規模及び社会的認知度について実績のある国際的な青少年向けの科学技術コンテスト、及び機構の事業と密接に関係した青少年向けの科学技術コンテスト等の開催に協力する。
 - ホ． 機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。
- ii． 評価と評価結果の反映・活用
- イ． 機構は、支援するコンテスト実施機関に対し事業運営の観点から実施状況について、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて次年度以降の支援内容の見直しに反映させる。
 - ロ． 機構は、事業関係者、児童・生徒、教員、保護者等へアンケート調査などを行い、本事業についての意見、及び支援コンテストの参加児童・生徒の卒業後の進路調査等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。
 - ハ． 機構は、上記ロのアンケート調査を行い、「実施機関のコンテスト運営に対して有用な支援であった」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を行うとともに、「今年度の機構の支援により開催された国内の教科系科学技術コンテストへの参加者総数」について、今年度の目標値を6,500人以上とし比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
 - ニ． 今年度末までに行った上記イ・ロの評価結果について、次年度速やか

にホームページ等を活用し、公表する。

- ホ. 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、取組みの内容、コンテストの成績、児童・生徒の理科、数学に関する興味・関心や学習意欲、コンテストに参加した児童・生徒の卒業後の進路を把握し、本事業の成果について、報道発表、インターネット、メールマガジン、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。
- ロ. 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。

c. 高度で発展的な学習環境を継続的に提供する大学・高等専門学校への支援

i. 取組みの公募、選定、推進

- イ. 機構は、大学・高等専門学校に対し、理科、数学に関して卓越した意欲・能力を有する児童・生徒に向けた高度で発展的な学習環境を年間通じて継続的に提供する取組みを第4四半期に公募し、外部有識者・専門家の参画により、対象の児童・生徒の意欲・能力を伸ばす体系的な取組みであるか等の観点から事前評価を行う。
- ロ. 機構は、実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、実施機関の取組みを支援する。
- ハ. 機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、選定された実施機関に対し、事業運営の観点から実施状況について外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて以後の事業の運営に反映させる。
- ロ. 機構は、事業関係者、児童・生徒、教員、保護者等へアンケート調査などを行い、本事業についての意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

- ハ. 機構は、上記ロのアンケート調査を行い、「当初計画していた目的を達成することができた」、「受講した分野の学習意欲・能力が向上した」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. 今年度末までに行った上記イ・ロの評価結果について、次年度速やかにホームページ等を活用し、公表する。
- ホ. 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、取組みの内容、児童・生徒の科学技術や理科、数学に関する興味・関心や学習意欲、学習内容の理解度、取組みに参加した児童・生徒の卒業後の進路等を把握し、本事業の成果について、報道発表、インターネット、メールマガジン、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。
- ロ. 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。

④科学技術や理科、数学（算数）に関する教員研修の充実

i. 取組みの公募、選定、推進

- イ. 機構は、理数系担当教員に対する科学技術や理科、数学（算数）に関する研修を前年度第4四半期及び今年度第1四半期に公募し、外部有識者・専門家の参画により、先端的な科学技術についての体験的・問題解決的な内容を含む優れた取組みであるかとの観点から事前評価を行い、160件程度の取組みを選定し支援する。また、次年度の取組みの公募については、今年度の第3四半期より実施する。
- ロ. 機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、事業関係者、教員へのアンケート調査などを行い、事業の推進についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を行い、以後の事業の運営に反映させる。

- ロ． 機構は、上記イのアンケート調査を行い、「研修の目的を達成することができた」、「授業内容に興味をもった」、「授業の中で活かすことができる成果を得た」との項目について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
 - ハ． 今年度末までに行った上記イの評価結果について、次年度速やかにホームページ等を活用し、公表する。
 - ニ． 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。
- iii． 成果の公表・発信
- イ． 機構は、取組みの内容、教員の本事業に対する満足度、研修を実施した教員の指導力の変化等について把握に努め、本事業の成果について、インターネット、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。
 - ロ． 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。
- ⑤魅力ある科学技術や理科学習教材の提供
- i． 教材の開発・普及
 - イ． 機構は、児童・生徒が科学技術や理科を理解できるよう、理科学習に利用しやすい教員用のデジタル教材の開発を進めるとともに、前年度に行った実証試験結果に基づき開発した児童・生徒の自習学習用補助教材について、本年度7月を目処に全国の小学校へ配付する。
 - ロ． 機構は、外部有識者・専門家による委員会の審議や教員等の要望を踏まえつつ、前年度第4四半期に決定された教材の開発方針及び開発企画に基づき、教育関係者等の参画により開発を進め、インターネット等を通じて提供する。また、次年度の開発方針及び開発企画については、今年度の第4四半期に決定する。
 - ハ． 機構は、開発した教材及び提供方法については、実証環境を有する地域を公募し、外部有識者・専門家による委員会の審議を踏まえ、試験・研究を行う地域を年度末までに選定する。今年度は、前年度末に選定された10地域において公開実証授業や研究会を通じた試験・研究を行い、教員要望の把握、普及促進事例、活用事例の収集・分析を行うことにより、開発した教材及び提供方法の改善・充実を図る。
 - ニ． 機構は、教育関係者が多く参加するイベント等における紹介や、機構

が実施する講習、地域の各機関が実施する教員研修等の機会を利用するなど事業の周知を図る。

- ホ. 機構は、自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、わが国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。また、それらを活用して効果的な学習方法の検討を行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、事業関係者、児童・生徒へのアンケート調査などを行い、本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

- ロ. 機構は、今年度に終了する教材に関する試験・研究地域 10 地域に関し、来年度速やかに外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、必要に応じて得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

- ハ. 機構は、上記イのアンケート調査結果及び登録教員数、一般利用が可能な教材のアクセス数について、中期計画上の目標値と比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

- ニ. 今年度末までに行った上記イ、ロの評価結果について、次年度速やかにホームページ等を活用し、公表する。

- ホ. 機構は、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査について、外部有識者・専門員の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の調査・分析活動に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、本事業で開発した教材を用いた授業内容、その授業における児童・生徒の興味・関心及び学習意欲を把握し、本事業の成果について、インターネット、メールマガジン、一般向けシンポジウム等を活用して、わかりやすく社会に向けて発信する。

- ロ. 機構は、科学技術に関する学習の現状についての調査結果について、インターネット等を活用してわかりやすく社会に向けて発信する。

(2) 科学技術コミュニケーションの促進

①地域における科学技術理解増進活動の推進

i. 取組みの公募、選定、推進

- イ. 機構は、機関・団体、個人等が実施する体験型・対話型の科学技術理解増進活動（270 件程度）を支援するとともに、今年度から新たに科学

技術理解増進活動を地域に根付いた活動として定着させるため、地域内に存在するさまざまな活動主体の連携による地域ネットワークの構築（6件程度）を支援する。

機構は、前年度より募集を行い、外部有識者・専門家による事前評価を経て選考する。

個人の取組みを促進するため、理科大好きボランティアデータベースの提供を行うとともに、科学館の活動を促進するため、全国の科学館から科学館の概要やイベント情報を収集し、適時更新を行い、インターネットを通じて全国に情報を発信する。

- ロ． 機構は、科学コミュニケーション活動について、携わる個人、団体、機関等の情報を幅広く調査し収集するとともに、それら個人、団体、機関等が有効な連携を行えるようなネットワークを形成するためのイベントを企画し、開催する。イベントの内容や参画機関は、公募等により決定する。
- ハ． 機構は、最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示を、最先端の科学技術の進展に合わせて、研究者・技術者の監修や参画の下、2テーマ程度を企画・開発し、日本科学未来館等の科学館等において展示する。
- ニ． 機構は、他機関との連携等により一般市民向けのイベント等を開催するとともに、教員・科学教育関係者向けに科学雑誌を定期的に発行・配布することにより、本事業から得られた成果を発信し、活動・成果の普及及び科学コミュニケーション活動の活性化を図る。

ii． 評価と評価結果の反映・活用

- イ． 機構は、実施内容について参加者の満足度を調査し、利用者の意見を収集するとともに、前年度中に実施した科学館・博物館の開発支援、大学・研究機関の研究者が行うアウトリーチ活動に関するモデル開発について、外部有識者・専門家による事後評価を実施する。
- ロ． 機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価結果、参加者に対する調査回答、参加団体数、来場者意識調査回答について、中期計画の目標値と比較を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iii． 成果の公表・発信

- イ． 機構は、支援した活動の内容、成果等を把握し、インターネット・成果報告会等を活用して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

②情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進

i. コンテンツの制作・発信

イ. 機構は、情報技術を活用し、質が高く分かりやすい科学技術コンテンツを制作し、インターネット等により発信する。

機構は、児童・生徒向けの科学ウェブサイトを外務有識者の協力を得て引き続き情報を発信する。

ロ. 機構は、コンテンツの制作テーマについて、国民の科学技術への理解増進に資するという視点から優れたものを外務有識者・専門家の参画による事前評価により選考する。

ハ. 機構は、コンテンツの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 機構は、モニター調査により、制作したコンテンツについて、知識教養が深まるか、わかりやすいか等を調査し、外務有識者・専門家によりコンテンツの適正さを評価するとともに、科学技術コンテンツの利用件数を調査し、中期計画の目標値と比較を行い、必要に応じて結果をその後の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

イ. 機構は制作したコンテンツを、インターネット等を通じて分かりやすく社会に向けて情報発信する。

(3) 日本科学未来館の整備・運営

i. 日本科学未来館の整備・運営

イ. 機構は、国が政策として推進する研究分野を中心に、国内外の先端科学技術の動向を把握し、研究者・技術者の監修や参画により展示物（常設展・企画展）を開発・展示するとともに、研究者・技術者と一般社会との交流を図る企画を実施することにより、先端の科学技術を分かりやすく発信する。

ロ. 機構は、来館者とのコミュニケーションを直接体験できる現場を有する未来館の特徴を生かし、館内外の人材に対して実践と講座による研修プログラムを実施する。

ハ. 機構は、未来館活動の情報発信ルートの多様化を図るため、学校と研究者や科学館等との連携活動のコーディネーター役として、国内科学館とは全国科学館連携協議会の事務局として、海外科学館とは国際科学館会議のメンバーとして情報発信を行なう。

ニ．機構は、季節、曜日等により、未来館の開館日・開館時間を柔軟に変更するとともに、来館者本位の施設環境を整え、機能的で、特に身体障害者、高齢者を配慮した施設となるよう改善・改修等を検討し、実施する。

ii．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、来館者の科学技術に対する興味・関心の向上にむけて、運営の充実を図り、来館者からのアンケートや外部有識者の意見を参考に、中期計画の目標値との比較検証を行い、その効果を確認する。

ロ．機構は、未来館の来館者数・ボランティア活動時間・メディア取材件数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、結果を事業の運営に適切に反映させる。

6．その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

わが国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1．組織の編成及び運営

イ．理事長が各事業担当へのヒアリング等を通じて進捗状況を把握し、計画達成のために一定割合で留保した予算を追加配布するシステムを運営するとともに、効果的な組織編成を行い、業務の効率化を推進する。

2．事業費及び一般管理費の効率化

イ．一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く。）については、効率化計画を定め、中期計画で定められた削減率の達成を目指す。また、業務全般については、ロ．以下の項目の取組みにより効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行うとともに、事務経費の効率化を図り、業務の効率化に努める。また、文献情報提供業務についても、効率的な業務運営に努める。

ロ．日本科学未来館については、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムの実施状況の確認を行い、結果を事業の運営に適切に反映させる。また、平成 18 年度に実施した総合評価落札方式に基づく業務委託について実施状況の確認を随時行

- い、決算終了後、委託内容や委託先の妥当性等について検証・公表する。
- ハ、外国人研究者宿舎については、前年度に実施した一般競争入札に基づく業務委託について実施状況の確認を随時行い、委託内容や委託先の妥当性等について検証する。
- ニ、機構の保有するホール、会議室等について、一般利用への有償貸し出しを含め積極的に活用する等、資産の有効活用を推進する。
- ホ、外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。
- ヘ、随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については原則一般競争によるものとし、やむを得ない場合であっても企画競争等とし競争原理を働かせるものとする。ただし、公募による委託研究契約については、外部有識者の評価を得ているため除く。なお、企画競争等を含め国の少額随意契約基準以上の契約全てについて、透明性を高めるため、契約情報をホームページ等で公表する。

3. 人件費の抑制

- イ、国家公務員の給与水準との差について縮減に努め、常勤の役職員に係る人件費（退職手当、福利厚生費、競争的研究資金により雇用される任期付職員に係る人件費を除く。）については、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較し、6%以上の削減を行う。（ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。）

そのため今年度については、常勤職員（任期に定めのない職員）の人件費削減について、以下の措置を労使間で協議し実行可能なものから順次実施する。

- ① 職員の勤務成績が適切に反映される新人事制度を引き続き運用し、昇給及び期末手当に適切に反映
- ② 役職手当等の手当制度の見直し

4. 業務・システムの最適化による業務の効率化

- イ、情報化統括責任者（CIO）の方針のもとで、国の行政機関の取り組みに準じて、平成 19 年度に公開した主要 3 システムの最適化計画の実施状況をフォローアップする。
- ロ、情報化統括責任者（CIO）を補佐する体制のもと、以下について実施する。
 - ①平成 19 年度に公開した業務・システム以外についても担当部署と協議

し、実施可能なものから最適化を推進する。

②引き続き情報システムに係る調達についての精査を行う。

③人材のレベルアップ研修を実施する。

ハ．情報化統括責任者（CIO）の方針のもと、平成 19 年度の調査結果を踏まえ、担当部署と協議し、情報システムを活用した業務の合理化を推進する。

ニ．電子決裁システムを含むグループウェアの利便性を向上させるとともに内部事務処理の迅速化、ペーパーレス化を推進する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 259 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、広報の充実に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

イ．競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。新たにプログラムオフィサーを配置するにあたっては、専門知識や研究経験を有し、高度な専門知識に基づく判断ができるとともに、研究開発の動向を把握し、広い人的ネットワークを有している者を積極的に登用する。

ロ．職員の業績評価を年間 2 回（半年毎）並びに発揮能力評価を年間 1 回

実施する。業績評価では、あらかじめ業務目標を設定し、その達成状況に基づき評価を行い、発揮能力評価では、職員の役職に応じて設定された行動項目に基づく評価を行い、その評価結果については、給与、人事配置に活用する。

- ハ. 採用時研修、階層別研修等、業務の円滑な遂行に向けたプログラム、通信教育、語学研修等、自己啓発や能力開発のためのプログラム、プログラムオフィサー（PO）を育成するプログラム等の年間研修計画を策定し、計画に基づき、職員に研修プログラムを提供する。

（2）人件費に係る指標

（参考1）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費に係る平成20年度中の人件費総額見込み 5,994百万円

（参考2）

競争的研究資金により雇用される任期付職員に係る平成20年度中の人件費総額見込み 10,541百万円

ただし、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- イ. 中期目標期間を超える債務負担については、研究開発委託契約において当該契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の使途

- イ. 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。

(別紙)

Ⅲ. 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年4月～平成21年3月 予算

(総計)

区別	金額 (単位: 百万円)
収入	
運営費交付金	105,058
業務収入	8,431
寄付金収入	30
その他の収入	356
繰越金	471
受託収入	303
計	114,648
支出	
一般管理費	3,611
(公租公課を除いた一般管理費)	2,959
うち人件費 (管理系)	1,461
うち物件費 (公租公課を除く)	1,499
うち公租公課	652
事業費	110,204
新技術創出研究関係経費	58,428
企業化開発関係経費	24,055
科学技術情報流通関係経費	10,770
うち一般勘定	5,972
うち文献情報提供勘定	4,798
研究開発交流支援関係経費	3,300
科学技術理解増進関係経費	9,985
人件費 (業務系)	3,666
受託経費	303
計	114,118

[人件費の見積もり]

期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成

18年法律第47号)に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総額5,994百万円。また、期間中、競争的資金により雇用される任期付職員に係る人件費は、総額10,541百万円。ただし、この金額は今後の競争的資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
運営費交付金	105,058
業務収入	3,132
その他の収入	98
受託収入	303
計	108,590
支出	
一般管理費	3,447
(公租公課を除いた一般管理費)	2,823
うち人件費 (管理系)	1,461
うち物件費 (公租公課を除く)	1,362
うち公租公課	624
事業費	104,841
新技術創出研究関係経費	58,428
企業化開発関係経費	24,055
科学技術情報流通関係経費	5,972
研究開発交流支援関係経費	3,300
科学技術理解増進関係経費	9,985
人件費 (業務系)	3,101
受託経費	303
計	108,590

[人件費の見積もり]

期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総額5,492百万円。また、期間中、競争的資金により雇用される任期付職員に係る人件費は、総額10,541百万円。ただし、この金額は今後の競争的資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
業務収入	5, 299
寄付金収入	30
その他の収入	258
繰越金	471
計	6, 057
支出	
一般管理費	165
(公租公課を除いた一般管理費)	136
うち物件費 (公租公課を除く)	136
うち公租公課	28
事業費	5, 363
科学技術情報流通関係経費	4, 798
人件費 (業務系)	565
計	5, 527

[人件費の見積もり]

期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総額502百万円。

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成20年4月～平成21年3月 収支計画

(総計)

区別	金額 (単位: 百万円)
費用の部	106,293
経常費用	105,823
一般管理費	3,402
人件費 (管理系)	1,461
物件費 (公租公課を除く)	1,289
公租公課	652
事業費	87,881
新技術創出研究関係経費	47,288
企業化開発関係経費	16,163
科学技術情報流通関係経費	8,768
研究開発交流支援関係経費	2,888
科学技術理解増進関係経費	9,108
人件費 (業務系)	3,666
受託経費	303
減価償却費	14,238
財務費用	9
臨時損失	461
収益の部	105,974
運営費交付金収益	86,467
業務収入	6,016
その他の収入	404
受託収入	303
資産見返運営費交付金戻入	11,749
資産見返施設費戻入	3
資産見返補助金等戻入	978
資産見返寄付金等戻入	12
臨時利益	44
純損失	319
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総損失	319

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	100,325
経常費用	99,891
一般管理費	3,237
人件費 (管理系)	1,461
物件費 (公租公課を除く)	1,153
公租公課	624
事業費	84,131
新技術創出研究関係経費	47,288
企業化開発関係経費	16,163
科学技術情報流通関係経費	5,582
研究開発交流支援関係経費	2,888
科学技術理解増進関係経費	9,108
人件費 (業務系)	3,101
受託経費	303
減価償却費	12,221
財務費用	9
臨時損失	424
収益の部	100,385
運営費交付金収益	86,467
業務収入	717
その他の収入	114
受託収入	303
資産見返運営費交付金戻入	11,749
資産見返施設費戻入	3
資産見返補助金等戻入	978
資産見返寄付金等戻入	12
臨時利益	44
純利益	60
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益	61

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
費用の部	5,968
経常費用	5,932
一般管理費	165
物件費 (公租公課を除く)	136
公租公課	28
事業費	3,750
科学技術情報流通関係経費	3,185
人件費 (業務系)	565
受託経費	0
減価償却費	2,017
財務費用	0
臨時損失	37
収益の部	5,589
業務収入	5,299
その他の収入	290
受託収入	0
臨時利益	0
純損失	379
目的積立金取崩額	0
総損失	379

[注釈 1] 文献情報提供事業については、平成 21 年度までに単年度黒字化を達成し、継続的に収益性を改善する。

[注釈 2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成20年4月～平成21年3月 資金計画

(総計)

区別	金額 (単位: 百万円)
資金支出	119,778
業務活動による支出	96,750
投資活動による支出	18,771
財務活動による支出	68
翌年度への繰越金	4,190
資金収入	119,778
業務活動による収入	114,183
運営費交付金による収入	105,058
業務収入	8,431
その他の収入	392
受託収入	303
投資活動による収入	1,448
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,147

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
資金支出	112,651
業務活動による支出	92,796
投資活動による支出	15,691
財務活動による支出	68
翌年度への繰越金	4,097
資金収入	112,651
業務活動による収入	108,597
運営費交付金による収入	105,058
業務収入	3,132
その他の収入	104
受託収入	303
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,055

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
資金支出	7,127
業務活動による支出	3,954
投資活動による支出	3,079
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	93
資金収入	7,127
業務活動による収入	5,587
業務収入	5,299
その他の収入	288
受託収入	0
投資活動による収入	1,448
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	92

[注釈]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。